

教育委員会定例会議事日程

平成19年5月28日

日程第1 議案第12号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて (生涯学習政策課)

日程第2 議案第13号

小田原市文化財保護委員の委嘱について (文化財課)

日程第3 議案第14号

小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて

(スポーツ課)

日程第4 報告第6号

事務の臨時代理の報告(小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例)について (学校教育課)

日程第5 報告第7号

事務の臨時代理の報告(小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例)について (生涯学習政策課 図書館)

日程第6 報告第8号

事務の臨時代理の報告(6月補正予算)について

(学校教育課 教育研究所 生涯学習政策課 青少年課 図書館)

議案第12号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成19年5月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市社会教育委員候補者名簿

【 候補者 】

選出区分	社会教育関係者
氏名	鈴木 敦子
住所	小田原市根府川
生年	昭和38年
備考	小田原市立片浦小学校PTA会長・ 小田原市PTA連絡協議会幹事
委嘱期間	平成20年7月31日まで

【 前任者 】

選出区分	社会教育関係者
氏名	横田 由美

議案第13号

小田原市文化財保護委員の委嘱について

小田原市文化財保護委員の委嘱について、議決を求める。

平成19年5月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市文化財保護委員名簿

任 期 平成19年6月1日～平成21年5月31日まで

氏 名	職 業 等	専 門	在任期間	備 考
あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学文芸学部芸術学科教授	美術(絵画)	3期 6年	
いはし きよみ 岩橋 清美	法政大学経済学部講師	歴史(近世史)	2期 4年	
おかもと たかゆき 岡本 孝之	慶応義塾大学SFC研究所助教授	歴史(考古)	2期 4年	
おがさわら きよし 小笠原 清	城郭研究家	城郭	2期 4年	
かつやま てるお 勝山 輝男	神奈川県立生命の星・地球博物館 主任学芸員	自然科学 (植物)	4期 8年	
すずき わたる 鈴木 亘	鶴見大学非常勤講師	建築	4期 8年	
なかむら ひろこ 中村 ひろ子	神奈川大学大学院 歴史民俗資料学研究科特任教授	民俗	1期 2年	
ふくだ ちづる 福田 千鶴	首都大学東京人文学部助教授	歴史(近世史)	2期 4年	
まつしま よしあき 松島 義章	放送大学客員教授 神奈川県文化財協会常任理事	自然科学	5期 10年	
みつぎ くにてる 三津木 國輝	郷土史研究家	歴史(文化史)	2期 4年	

議案第14号

小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成19年5月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市スポーツ振興審議会委員 候補者名簿

選出区分	神奈川県立高等学校長会
氏名	たかはし さとる 高橋 悟
住所	小田原市永塚
生年	昭和25年
委嘱期間	平成20年8月31日
備考	神奈川県立大井高等学校長

〔前任者〕

選出区分	神奈川県立高等学校長会
氏名	みやさか としかず 宮坂 敏一

選出区分	小田原医師会
氏名	やまぐち じゅん 山口 潤
住所	小田原市浜町
生年	昭和32年
委嘱期間	平成20年8月31日
備考	山口耳鼻咽喉科医院

〔前任者〕

選出区分	小田原医師会
氏名	はら くみこ 原 久美子

選 出 区 分	関係行政機関の職員
氏 名	くぼてら ただお 久保寺 忠夫
住 所	秦野市戸川
生 年	昭和32年
委 嘱 期 間	平成20年8月31日
備 考	神奈川県立体育センター指導研究部研修指導室長兼生涯スポーツ推進室長

〔前任者〕

選 出 区 分	関係行政機関の職員
氏 名	たかはし さとる 高橋 悟

報告第6号

事務の臨時代理の報告（小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成19年5月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

幼稚園延長保育モデル事業について（案）

1 基本的な考え方

幼稚園の1日5時間（9:00～14:00）の保育（教育）時間終了後の生活も子どもにとって安心して過ごすことのできる場であり、一人ひとりが主体性を発揮して活動していくことができる内容や方法でなければならない。

2 目的

家庭における子育て支援（保育園の待機児童解消など）を図るため

3 実施幼稚園

小田原市立酒匂幼稚園

4 開始時期

平成19年10月9日（火）から

5 内容

保育時間	14:00～16:00
担当職員	・幼稚園教諭免許取得者（できれば保育士資格も取得していればベスト） 2名 ※身分は、市臨時職員
勤務時間	13:30～16:30（3時間）
対象者	在園児（20名）
期 間	通常の保育期間に準じる
保育場所	遊具室（2階）

6 経費

人件費（賃金2名分）

小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例
(案)

小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例（昭和45年小田原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入園料及び保育料の額) 第2条 (略) 2 入園料及び保育料の額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 保育料 1人 月額 8,500円 <u>(幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後に教育委員会規則で定めるところにより行われる保育を園児が受ける場合にあっては、1万2,500円)</u>	(入園料及び保育料の額) 第2条 (略) 2 入園料及び保育料の額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 保育料 1人 月額 8,500円

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

報告第7号

事務の臨時代理の報告（小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例）
について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成19年5月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例（案）

（小田原市役所支所設置条例の一部改正）

第1条 小田原市役所支所設置条例（昭和23年小田原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域
(略)		
下曾我支所	小田原市曾我別所807番地の <u>17</u>	曾我原 曾我谷津 曾我別所 曾 我岸 曾我光海 上曾我の一部
(略)		

改 正 前		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域
(略)		
下曾我支所	小田原市曾我原147番地	曾我原 曾我谷津 曾我別所 曾 我岸 曾我光海 上曾我の一部
(略)		

（小田原市生涯学習センター条例の一部改正）

第2条 小田原市生涯学習センター条例（平成18年小田原市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	
(学習館及び分館)	
第2条 (略)	
2 センターに分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置

小田原市生涯学習センター豊川分館	小田原市成田477番地の1
(略)	

別表 (第7条関係)

- 1・2 (略)
3 センター分館使用料

区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
豊川分館	講堂	円 300	円 300	円 500	円 600	円 800	円 1,100
	小会議室	100	100	150	200	250	350
	和室	100	100	150	200	250	350
(略)							

改 正 前

(学習館及び分館)

第2条 (略)

- 2 センターに分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原市生涯学習センター豊川分館	小田原市成田477番地の1
小田原市生涯学習センター下曾我分館	小田原市曾我原147番地
(略)	

別表 (第7条関係)

- 1・2 (略)
3 センター分館使用料

区分		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
豊川分館	講堂	円 300	円 300	円 500	円 600	円 800	円 1,100
	小会議室	100	100	150	200	250	350
	和室	100	100	150	200	250	350

<u>下曾我分館</u>	<u>講堂</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,100</u>
(略)							

(小田原市図書館条例の一部改正)

第3条 小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置、名称及び位置)	(設置、名称及び位置)
第1条 (略)	第1条 (略)
2 小田原市立図書館の分館を次のように設置する。	2 小田原市立図書館の分館を次のように設置する。
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2)</u> (略)	<u>(2)</u> <u>小田原市立図書館下曾我分館</u> <u>小田原市曾我原147番地</u>
<u>(3)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
	<u>(6)</u> (略)

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

報告第8号

事務の臨時代理の報告（6月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成19年5月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

平成19年6月補正予算要求概要

(歳入)

(単位:千円)

科目	要求額	主な内容
(項)使用料 (目)教育使用料	480	<u>幼稚園使用料</u> 保育料 480
(項)委託金 (目)教育費委託金	367	<u>教育総務費委託金</u> 367 問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金(国) 1,000 スクリーニング・サポート・ネットワーク整備事業委託金(国) △633
(項)雑入 (目)教育費雑入	10,800	<u>社会教育費雑入</u> コミュニティ助成事業助成金 10,800
合計	11,647	

(歳出)

(単位:千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費	476	<u>学事一般経費</u> <u>需用費</u> 109 *児童健全育成用図書購入費 (寄付金充当 1件) <u>教育研究所経費</u> <u>指導員賃金等</u> 1,000 *問題を抱える子ども等の自立支援事業費 <u>指導員賃金等</u> △633 *スクリーニング・サポート・ネットワーク整備事業費	367			109

(項)幼稚園費 (目)幼稚園費	594	<u>幼稚園管理経費</u> <u>賃金</u> 594 *臨時教諭賃金			480	114
(項)社会教育費 (目)青少年対策費	200	<u>団体育成経費</u> <u>負担金補助及び交付金</u> 200 *小田原少年少女合唱隊・ ポーランド少年合唱団ジョ イントコンサート開催費補 助金				200
(項)社会教育費 (目)生涯学習センター費	10,800	<u>地区公民館育成事業経費</u> <u>負担金補助及び交付金</u> 10,800 *第1区域山公民館建設費補 助金			10,800	
(項)社会教育費 (目)図書館費	3,000	<u>本館経費</u> <u>需用費</u> 3,000 *業務費 古地図等貴重資料購入 費 (寄付金充当 1件)				3,000
合 計	15,070		367		11,280	3,423